

奈良県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年五月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	箕輪 周治	桜井市大字吉隠四八
〃	森 清人	〃 笠一八六八
〃	中畑 博	〃 小夫嵩方五二八
〃	尾植 基二	宇陀市大字陀岩清水三六一
〃	西岡 新一	〃 〃 口今井六七六
〃	吉岡 秀義	〃 〃 野依二〇〇
〃	井上 源一	〃 〃 小和田一三二
〃	京地 俊夫	〃 菟田野宇賀志五二―二二
〃	西垣 実	〃 〃 佐倉一九四
〃	新 貢	〃 〃 大神二六三
〃	中野 理	〃 〃 榛原萩乃里八三
〃	和田 榮	〃 〃 比布九六五
〃	大西 正和	〃 〃 笠間八八四
監事	鴻池 嘉宏	桜井市大字笠一九二九
〃	奥峰 清一	宇陀市大字陀守道三九五
〃	井岡 康夫	〃 菟田野見田三三五―一
〃	桑原 誠人	〃 榛原栗谷一七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	箕輪 周治	桜井市大字吉隠四八
〃	森 清人	〃 笠一八六八
〃	中畑 博	〃 小夫嵩方五二八
〃	尾植 基二	宇陀市大字陀岩清水三六一
〃	井上 源一	〃 〃 小和田一三二

